

山林についての納税猶予の適用を受ける
特例山林及び特例施業対象山林の明細書

山林についての納税猶予及び免除の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林について、その明細等を記入します。										被 相 続 人			
この明細書は、山林についての納税猶予及び免除の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林について、その明細等を記入します。										林業経営相続人			
1 林業経営相続人に関する事項													
① 特例施業対象山林を相続又は遺贈により取得した日（相続開始年月日）										年		月	日
② 相続の開始があったことを知った日（通常は①と同じ日になります。）										年		月	日
③ 相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命（1年未満切捨て）を経過する日までの期間													
④ 「③の期間」と「30年」のうちいずれか短い期間													
(注) 平均余命とは、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命をいいます。													
2 特例施業対象山林・特例山林の明細													
この欄は、林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した特例施業対象山林・特例山林の明細を記入します。													
所在場所	路網整備を行わない山林等	土 地			立 木								
		⑤ 面積	⑥ 特例山林以外の土地の価額	⑦ 特例山林の土地の価額	⑧ 面積	⑨ 樹種	⑩ ①の日から標準伐期齢等に達する日までの期間	⑪ 「④<⑩」の判定	⑫ 特例山林以外の立木の価額	⑬ 特例山林の立木の価額			
			円	円				適・否	円	円			
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
								適・否					
特例山林の土地の価額の合計額 A					特例山林の立木の価額の合計額 B								
特例山林の価額の合計額 (A + B)						円		(この金額を第8の3表の1(1)の①欄に転記します。)					
(注) 1 「路網整備を行わない山林等」の欄には、路網整備を行わない山林又は市街化区域内の山林に該当する場合は「×」と記入します。 2 ⑩欄の「標準伐期齢等」とは、森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢をいいます。ただし、森林法施行規則第39条第1項に規定する水源かん養機能維持増進森林の区域内に存する立木については、標準伐期齢に10年を加えた林齢をいい、それ以外の区域に存する立木のうち標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下「長伐期施業森林」といいます。）の区域内に存する立木については、その長伐期施業森林につき市町村森林整備計画に定められている林齢をいいます。 3 ⑪欄は、「④<⑩」の場合には「適」を、それ以外の場合には「否」を○で囲んでください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例施業対象山林・特例山林の明細を記載して添付してください。													
3 特例施業対象山林の経営に関する事項													
この欄は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来し、かつ、その5か月を経過する日がその経営報告基準日の翌年である場合に記入します。													
経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額					円								
(注) 「経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額」欄は、所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額を記入します。													
※税務署整理欄		入力		確認									

※の項目は記入する必要がありません。